オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年4月1日)

| 省庁名 | 農林水産省 |
|-------|----------|
| 対象事業名 | 共通申請サービス |

1. 対象手続一覧(一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載)

| 手続 ID | 所管部署名 | 手続名 | 手続の種類 | 総手続件数 | オンライン利用率(令 | オンラ | 取組期間 |
|-------|---------|------------|----------|-------------|------------|-----|------|
| (行政手 | | | (主体⇒受け手) | (令和元年度) | 和2年度) | イン利 | (達成期 |
| 続の棚卸 | | | | | | 用率目 | 限)※ |
| 結果) | | | | | | 標※ | |
| 1 | 大臣官房デジタ | 所管の全行政手続 | 農林漁業者等 | 令和元年度 | 0.3% | 60% | 令和7年 |
| | ル戦略グループ | (法令及び補助金・交 | ⇒地方自治体等 | 4,506,337 件 | ※オンライン申請件 | | 度 |
| | | 付金に基づく手続) | ⇒国等 | | 数:15,436件 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

[※]オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

- 2. 対象事業の概要(事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成)
- ・農林水産省が所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の<u>行政手続について、農林漁業者等がオンラインで申請し、その後の審査過程も</u> 含め一貫してオンラインで完結できるシステムを構築するための事業。
- ・行政手続のオンライン化により、申請者である農林漁業者や食品事業者等はもとより、審査する地方自治体等の事務作業を省力化・効率化 することで、申請者が経営に、地方自治体の職員等が経営支援等に集中できる環境を整備し、農林水産業等の発展に貢献。
- ・農林漁業者等からの申請データをデジタル化することにより、農林漁業経営や農林水産行政等のデータを集約・分析できる環境を整備し、 政策の効果測定やデータ駆動型の農林水産業にも貢献。
- 3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載) ※オンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載
- ・令和 4 年度末までに、全ての行政手続のオンライン化を実現。このため、令和 $2 \sim 4$ 年度の 3 年間で 3,000 超の手続をオンライン化すべく、 毎年度 1,000 件程度を目安にオンライン化の作業を進めている。
- ・前回の報告では、令和2年11月末時点でのオンライン化手続数は12件であった。令和3年4月1日時点でのオンライン化手続数は499件。令和3年度から手続のオンライン化の作業を加速するべく、現在、BPRを進めるとともに、令和3年度中に約2,000手続のオンライン化を計画している。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

< 4 - 1 >

手続名

・農林水産省所管の全ての行政手続。

(法令及び補助金・交付金に基づく手続)

各手続の概

要

【概要】

令和2年度から先行してオンライン化を進め、又はオンライン化に向けた実証を行っている主な行政手続は、次のとおり。 <オンライン化が完了している手続>

· 認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村等が認定し、農用地の利用集 積その他の経営基盤の強化を促進する措置を講ずる制度。

申請者は、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載した経営改善計画とともに市町村(又は都道府県・国)へ申請を行い、市町村等が認定を行う。認定農業者として認定を受けた者は、農業経営基盤強化資金による金利負担の軽減や、農業者年金の保険料支援を受けることが可能となる。

・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金

経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金(いわゆるゲタ対策)は、麦や大豆等の対象となる畑作物を生産した面積又は数量に応じて、農業者(認定農業者等)に交付金を交付する制度。経営所得安定対策のうち米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(いわゆるナラシ対策)は、米や畑作物等の対象作物の農業者(認定農業者等)の収入が過去の標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填する制度

水田活用の直接支払交付金は、水田を利用して麦や大豆、加工用米、飼料用米等の戦略作物を作付けした面積に応じて、

農業者(全ての販売農家)に交付金を交付する制度。作付面積は水田台帳に基づき計算され、その主たる事務は地域農業 再生協議会が担う。

• 関税割当制度

一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率(一次税率)を適用し需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率(二次税率)を適用することによって、国内生産者の保護を図る仕組み。 現時点では、乳製品に関する関税割当申請(CPTPP、日米、日 EU等)をオンライン化。

・JAS 制度

「日本農林規格等に関する法律」に基づいて、①農林物資の品質の改善、②生産、販売その他取扱いの合理化及び高度化、③農林物資に関する取引の円滑化、及び④一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図るため、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保する「JAS 規格制度」と、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずる「品質表示基準制度」の2つからなり、これら2つの制度によって、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とするもの。現時点では法律に定められた手続のうち、登録認証機関等に関する手続をオンライン化。

·機構集積協力金交付事業

農地中間管理機構に農地を貸付け、農地集積に協力していただいた地域及び農業者(農地の出し手)に対して、市町村が機構集積協力金を交付する事業。交付申請から完了報告まで一連の手続が End-to-End でオンライン化。

<オンライン化は完了していないが、先行して検討を進めている手続>

·農業保険(収入保険・農業共済)

加入した農業者が一定の保険料を支払うことで、当該年度に発生した自然災害や市場価格の変動、けがや病気等、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する。保険料は、収入保険であれば全国農業共済組合連合会、農業共済であれば地域の農業共済組合から支払われる。

・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じ

て必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援する。国が採択した後、補助金は県・市町村経由で事業実施主 体に交付される。

· 森林環境保全整備事業

森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的 に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援する。国が採択した後、補助金は県経由で事 業実施主体に交付される。

【年間手続件数(令和元年度)、 オンライン利用率(令和元年度を含む過去5年間)】

(年間手続件数は、令和元年度のもの。一方、令和2年度中に共通申請サービスによりオンライン申請が行われた件数は、 15.436 件)

- · 年間手続件数 4,506,337 件
- ・オンライン利用率 0.3%

オンライン 利用率目標・ 取組期間と

設定の考え

(主要な手 続について

【目標】(目標にするオンライン利用率の定義も明記)

オンライン利用率 60%

オンライン利用率= (共通申請サービスによる申請件数(※)) ÷

(共通申請サービスによるオンライン化の対象となる行政手続の全申請件数)

※代理申請を含む

【取組期間 (達成期限)】

目標設定)※ ・令和8年3月まで

| 調査中の場 | 【目標・期間設定の考え方】 | | |
|--------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--|
| 合でも想定 | ・令和2年3月策定「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」において設定。 | | |
| 目標値を記 | (基幹的農業従事者の年齢構成に応じた人数に年代別のスマートホン保有率とを掛け合わせた数字から、令和7年度までに | | |
| 載 | リタイアすることが予想される 75 歳以上の農業従事者数を除くと、スマートホンの保有率が 58%となった。これを踏まえ、 | | |
| | 意欲的な数値目標として設定したもの。) | | |
| | | | |
| オンライン | 課題 | 共通申請サービスを利用した行政手続のオンライン化の実現 | |
| 利用率を引 | | | |
| き上げる上 | | | |
| での課題と | | | |
| 課題解決の | 中間 KPI | 【目標・達成期限】 令和5年3月までに全ての行政手続をオンライン化(100%) | |
| ためのアク | | 【KPI の定義】オンライン化率=(共通申請サービスによるオンライン化が可能となった行政手続件数)÷ | |
| ションプラ | | (共通申請サービスによるオンライン化の対象としている全行政手続数) | |
| ン① | アクション | 【取組内容】様々な行政手続を一元的に管理・処理可能なシステムの構築・維持。 | |
| ※オンライ | プラン a | | |
| ン化未実施 | | 【取組期限(期間)】主要機能の構築は令和5年3月まで。保守運用・管理は継続。 | |
| の場合は、オ | アクション | 【取組内容】各制度担当者によるBRP及び共通申請サービスへの実装作業。 | |
| ンライン化 | プラン b | | |
| に向けた課 | | ▼ TEN VII HINTID | |
| 題とアクシ | | 【取組期限(期間)】令和5年3月まで。 | |
| ョンプラン | アクション | 【取組内容】 | |
| を記載 | プラン c | | |
| | | 【取組期限(期間)】 | |

| オンライン | 課題 | 地方自治体におけるインターネット接続環境の整備 |
|-------|--------|--------------------------------------------------|
| 利用率を引 | | |
| き上げる上 | | |
| での課題と | 中間 KPI | 【目標】全都道府県・市町村のシステムと共通申請サービスとの接続設定(100%) |
| 課題解決の | | 【KPI の定義】接続率=(共通申請サービスに接続できる地方自治体数)÷(全地方自治体数) |
| ためのアク | アクション | 【取組内容】全地方自治体におけるネットワークの設定変更 |
| ションプラ | プラン a | |
| ン② | | 【取組期限(期間)】令和5年3月まで。 |
| | アクション | 【取組内容】農林漁業者への周知活動及び地方自治体が申請を受け付けることができる体制の推進。 |
| | プランb | (地方自治体において実際に各種制度の審査者が配置(審査者アカウントの発行)されたかどうかを確認す |
| | | る。) |
| | | 【取組期限(期間)】令和5年3月まで。 |
| | アクション | 【取組内容】 |
| | プラン c | |
| | | 【取組期限(期間)】 |
| オンライン | 課題 | |
| 利用率を引 | | |
| き上げる上 | 中間 KPI | |
| での課題と | ŢℍKII | 【KPI の定義】 |
| 課題解決の | マカン | - 1999 |
| ためのアク | アクション | 【取組内容】 |
| ションプラ | プラン a | |

| ン③ | | 【取組期限(期間)】 |
|--------------|--------|------------|
| | アクション | 【取組内容】 |
| | プランb | |
| | | 【取組期限(期間)】 |
| | アクション | 【取組内容】 |
| | プラン c | |
| | | 【取組期限(期間)】 |
| オンライン | 課題 | |
| 利用率を引 | | |
| き上げる上 | 中間 KPI | |
| での課題と | | |
| 課題解決の | アクション | |
| ためのアク | プランa | |
| ションプラ | アクション | |
| ン <u>4</u>) | プランb | |
| | アクション | |
| | プラン c | |

<4-2>・・・ extstyle <4-1> とは異なる計画(取組期間、課題および取組)の手続がある場合は以下に別枠を追加作成して記載すること

5. スコアカードの作成と公表方法

(オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表)

- ・添付のスコアカードに挙げたとおり、農林漁業者への影響が大きい制度の代表として、令和2年度から先行してオンライン化が実現している「認定農業者制度(農業経営改善計画の認定申請)」と「経営所得安定対策(加入申請)」、「水田活用の直接支払交付金」を具体的な手続例として公表する予定。
- 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期(少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する)
- ・チェック方法:共通申請サービスでの申請が可能となった手続からいくつかを選定し、実際に操作をして評価をしてもらう。評価に際しては、UI/UXの視点からの改善に向けたご意見を中心に、農業者等から直接意見を聞くことができる MAFF アプリを利用する等して、意見を聞くこととする。第三者チェックの結果は、取りまとめた後、農林水産省 HP にて公表する。

(第三者チェックを依頼する候補者(案))

(申請者の立場として)農林漁業者、日本農業法人協会、JA、地域農業再生協議会、農業委員会、行政書士連合会等

(審査者の立場として)地方公共団体職員等

(IT 関係者) CIO 補佐官等

7. 基本計画の見直し

・毎年度の共通申請サービスの運営状況、オンライン化や利用率の進捗及び第三者チェックの結果等を踏まえ、必要に応じて取組内容を修正 し、基本計画を改定する。